

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 39 件

厚生年金関係 39 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月29日から同年5月1日まで

私は、平成2年4月末までA社に勤務していたが、ねんきん特別便により、A社に係る厚生年金保険の被保険者の資格喪失日が同年4月29日となっていることが分かった。

A社の親会社に問い合わせたところ、「当時の事務担当者が事務手続を誤ったようである。」と回答され、賃金台帳の写しを送付してもらったところ、平成2年4月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職員台帳（写し）及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成2年4月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された職員台帳及び平成2年4月分の賃金台帳の写しにより、A社は、申立人の同年4月分の給与から厚生年金保険料を控除したことが確認できる上、A社は、「平成2年4月は、28日が土曜日、29日が日曜日、30日が休日であったこともあり、当時の社会保険事務の担当者が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年4月29日として社会保険事務所（当時）に届け出た。厚生年金保険料は当月分の給与から控除しており、申立人の平成2年4月分の厚生年金保険料も、申立人に支給し

た同年4月分の給与から控除した。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社から提出された賃金台帳の写しにより確認できる申立人の保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「社会保険事務所に問い合わせたところ、申立人の資格喪失日を平成2年4月29日として届け出ているために、申立人に係る同年4月分の保険料については、A社に請求していないと回答されたので、納付していないと思う。」としており、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、事業主がオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①、②、③、④、⑤、⑦並びに⑧のうちの平成6年9月及び同年10月、7年3月から12年11月までの期間、13年1月、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録について、昭和59年10月から60年8月までの期間は17万円、同年9月は20万円、63年9月は18万円、平成元年7月及び同年8月は22万円、同年11月及び同年12月は26万円、2年7月から同年9月までの期間は24万円、4年9月は26万円、6年9月及び同年10月並びに7年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から8年8月までの期間は32万円、同年9月は34万円、同年10月から11年1月までの期間は32万円、同年2月は30万円、同年3月から12年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、13年1月、同年7月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から60年10月1日まで
② 昭和63年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成元年7月1日から同年9月1日まで
④ 平成元年11月1日から2年1月1日まで
⑤ 平成2年7月1日から同年10月1日まで
⑥ 平成2年12月1日から3年1月1日まで
⑦ 平成4年9月1日から同年10月1日まで
⑧ 平成6年9月1日から13年9月1日まで

私は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所(当時)で

確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、私が所持している給料支払明細書により確認できる給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時、A社の経理を担当していた事業主の妻は、「給与については、毎月15日締めで当月26日払いであり、このときに控除した前月分の厚生年金保険料を当月末に納付していた。」と証言している。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑦並びに⑧のうちの平成6年9月及び同年10月、7年3月から12年11月までの期間、13年1月、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和59年10月から60年8月までの期間は17万円、同年9月は20万円、63年9月は18万円、平成元年7月及び同年8月は22万円、同年11月及び同年12月は26万円、2年7月から同年9月までの期間は24万円、4年9月は26万円、6年9月及び同年10月並びに7年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から8年8月までの期間は32万円、同年9月は34万円、同年10月から11年1月までの期間は32万円、同年2月は30万円、同年3月から12年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、13年1月、同年7月及び同年8月は30万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、経理担当者であったその妻は不明としているが、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、当該期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間⑥及び⑧のうちの平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書により確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間⑧のうちの平成12年12月及び13年2月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書により確認できる報酬月額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低くなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間⑥及び⑧のうちの平成6年11月から7年2月までの期間、12年12月並びに13年2月から同年6月までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を昭和23年9月15日に、資格喪失日を28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、23年9月から同年11月までの期間は1,800円、28年4月から同年7月までの期間は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月15日から同年12月1日まで
② 昭和28年4月2日から同年8月1日まで

夫は、昭和23年9月15日から60年1月1日まで継続してA社に勤務していた。

B社からの在職証明書もあり、申立期間も継続してA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在職証明書及び経歴書により、申立人が昭和23年9月15日から60年1月1日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間については、B社は、「昭和23年当時の賃金台帳等の資料は残っていないが、申立人は、正社員として在籍していたことが確認できるので、社会保険料は控除していたものと思われる。」と回答しており、これを否定する理由は見当たらない。

さらに、申立期間②については、B社から提出された経歴書により、申立人が昭和28年4月1日にA社本社からA社C支店の開設準備員に任命されたことが確認できるところ、A社本社及びA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人がA社本社に係る被保険者資格を同年4月2日に喪失し、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日にA社C支店に係る被保険者資格を取得していることが確認できるものの、B社は、「申立人は、昭和23年9月15日に入社後、60年1月1日に退職するまで正社員として雇用形態が変わることなく勤務していた。当時は、社会保険の取得・喪失手続は、各支店で行っていたような形跡があるが、給与の支払い、保険料控除等は本社で一括管理していたと思われる。」としていることを踏まえると、申立人は、申立期間②において、A社本社の社員としてA社C支店の開設準備に従事し、申立人の給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたものとするのが合理的である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和23年12月及び28年3月並びにA社C支店における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、23年9月から同年11月までの期間は1,800円、28年4月から同年7月までの期間は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は残っていないが、申立人の給与から保険料を控除し、それを社会保険事務所に納付していたと思う。」としているが、これを確認することができない上、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 106 万 6,000 円、32 万円、123 万 3,000 円、134 万 8,000 円及び 123 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 106 万 6,000 円、申立期間②の標準賞与額は 32 万円、申立期間③の標準賞与額は 123 万 3,000 円、申立期間④の標準賞与額は 134 万 8,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 123 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 106 万 6,000 円、申立期間②は 32 万円、申立期間③は 123 万 3,000 円、申立期間④は 134 万 8,000 円及び申立期間⑤は 123 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 61 万円、21 万円、68 万 3,000 円、74 万 7,000 円及び 66 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 61 万円、申立期間②の標準賞与額は 21 万円、申立期間③の標準賞与額は 68 万 3,000 円、申立期間④の標準賞与額は 74 万 7,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 66 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 61 万円、申立期間②は 21 万円、申立期間③は 68 万 3,000 円、申立期間④は 74 万 7,000 円及び申立期間⑤は 66 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 39 万 2,000 円、12 万円、42 万 9,000 円、46 万 9,000 円及び 44 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 39 万 2,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 42 万 9,000 円、申立期間④の標準賞与額は 46 万 9,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 44 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 39 万 2,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 42 万 9,000 円、申立期間④は 46 万 9,000 円及び申立期間⑤は 44 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 30 万 9,000 円、12 万円、37 万 7,000 円、39 万 2,000 円及び 37 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 30 万 9,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 37 万 7,000 円、申立期間④の標準賞与額は 39 万 2,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 37 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 30 万 9,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 37 万 7,000 円、申立期間④は 39 万 2,000 円及び申立期間⑤は 37 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 33 万 2,000 円、12 万円、39 万円、46 万 9,000 円及び 41 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 33 万 2,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 39 万円、申立期間④の標準賞与額は 46 万 9,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 41 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 33 万 2,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 39 万円、申立期間④は 46 万 9,000 円及び申立期間⑤は 41 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 32 万 6,000 円、12 万円、35 万 7,000 円、39 万 1,000 円及び 34 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 32 万 6,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 35 万 7,000 円、申立期間④の標準賞与額は 39 万 1,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 34 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 32 万 6,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 35 万 7,000 円、申立期間④は 39 万 1,000 円及び申立期間⑤は 34 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 30 万円、12 万円、34 万 6,000 円、37 万 9,000 円及び 34 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 30 万円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 34 万 6,000 円、申立期間④の標準賞与額は 37 万 9,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 34 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 34 万 6,000 円、申立期間④は 37 万 9,000 円及び申立期間⑤は 34 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 33 万 2,000 円、12 万円、39 万 7,000 円、43 万 4,000 円及び 40 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 33 万 2,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 39 万 7,000 円、申立期間④の標準賞与額は 43 万 4,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 40 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 33 万 2,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 39 万 7,000 円、申立期間④は 43 万 4,000 円及び申立期間⑤は 40 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 30 万円、12 万円、34 万 6,000 円、37 万 9,000 円及び 34 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 30 万円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 34 万 6,000 円、申立期間④の標準賞与額は 37 万 9,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 34 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 34 万 6,000 円、申立期間④は 37 万 9,000 円及び申立期間⑤は 34 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 30 万 1,000 円、13 万円、36 万 9,000 円、38 万 4,000 円及び 36 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 30 万 1,000 円、申立期間②の標準賞与額は 13 万円、申立期間③の標準賞与額は 36 万 9,000 円、申立期間④の標準賞与額は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 36 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 30 万 1,000 円、申立期間②は 13 万円、申立期間③は 36 万 9,000 円、申立期間④は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤は 36 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 27 万 8,000 円、13 万円、30 万 8,000 円、33 万 7,000 円及び 30 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 27 万 8,000 円、申立期間②の標準賞与額は 13 万円、申立期間③の標準賞与額は 30 万 8,000 円、申立期間④の標準賞与額は 33 万 7,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 27 万 8,000 円、申立期間②は 13 万円、申立期間③は 30 万 8,000 円、申立期間④は 33 万 7,000 円及び申立期間⑤は 30 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 29 万 4,000 円、13 万円、35 万 1,000 円、38 万 4,000 円及び 36 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 29 万 4,000 円、申立期間②の標準賞与額は 13 万円、申立期間③の標準賞与額は 35 万 1,000 円、申立期間④の標準賞与額は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 36 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 29 万 4,000 円、申立期間②は 13 万円、申立期間③は 35 万 1,000 円、申立期間④は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤は 36 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 28 万 2,000 円、13 万円、36 万 1,000 円、40 万 8,000 円及び 38 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 28 万 2,000 円、申立期間②の標準賞与額は 13 万円、申立期間③の標準賞与額は 36 万 1,000 円、申立期間④の標準賞与額は 40 万 8,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 38 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 28 万 2,000 円、申立期間②は 13 万円、申立期間③は 36 万 1,000 円、申立期間④は 40 万 8,000 円及び申立期間⑤は 38 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、44万9,000円、21万円、52万8,000円、57万7,000円及び52万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は44万9,000円、申立期間②の標準賞与額は21万円、申立期間③の標準賞与額は52万8,000円、申立期間④の標準賞与額は57万7,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は52万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は44万9,000円、申立期間②は21万円、申立期間③は52万8,000円、申立期間④は57万7,000円及び申立期間⑤は52万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ5万円、5万円、5万円、10万円及び5万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①、②及び③の標準賞与額は5万円、申立期間④の標準賞与額は10万円並びに申立期間⑤の標準賞与額は5万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③は5万円、申立期間④は10万円並びに申立期間⑤は5万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ4万円、5万円、4万円、10万円及び4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は4万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は4万円、申立期間④の標準賞与額は10万円及び申立期間⑤の標準賞与額は4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②は5万円、申立期間③は4万円、申立期間④は10万円及び申立期間⑤は4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ4万円、5万円、4万円、9万円及び4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は4万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は4万円、申立期間④の標準賞与額は9万円及び申立期間⑤の標準賞与額は4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②は5万円、申立期間③は4万円、申立期間④は9万円及び申立期間⑤は4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めているこ

とから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ4万円、5万円、4万円、10万円及び4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は4万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は4万円、申立期間④の標準賞与額は10万円及び申立期間⑤の標準賞与額は4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②は5万円、申立期間③は4万円、申立期間④は10万円及び申立期間⑤は4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ3万円、5万円、3万円、8万5,000円及び3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は3万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は3万円、申立期間④の標準賞与額は8万5,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は3万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円、申立期間③は3万円、申立期間④は8万5,000円及び申立期間⑤は3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 30 万 3,000 円、12 万円、36 万 9,000 円、38 万 4,000 円及び 37 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 30 万 3,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 36 万 9,000 円、申立期間④の標準賞与額は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 37 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 30 万 3,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 36 万 9,000 円、申立期間④は 38 万 4,000 円及び申立期間⑤は 37 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ3万円、5万円、3万円、8万5,000円及び3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は3万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は3万円、申立期間④の標準賞与額は8万5,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円、申立期間③は3万円、申立期間④は8万5,000円及び申立期間⑤は3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 27 万 9,000 円、12 万円、31 万 4,000 円、32 万 6,000 円及び 31 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 27 万 9,000 円、申立期間②の標準賞与額は 12 万円、申立期間③の標準賞与額は 31 万 4,000 円、申立期間④の標準賞与額は 32 万 6,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 31 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 27 万 9,000 円、申立期間②は 12 万円、申立期間③は 31 万 4,000 円、申立期間④は 32 万 6,000 円及び申立期間⑤は 31 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 31 万円、13 万円、34 万 5,000 円、39 万 6,000 円及び 38 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 31 万円、申立期間②の標準賞与額は 13 万円、申立期間③の標準賞与額は 34 万 5,000 円、申立期間④の標準賞与額は 39 万 6,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 38 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 31 万円、申立期間②は 13 万円、申立期間③は 34 万 5,000 円、申立期間④は 39 万 6,000 円及び申立期間⑤は 38 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 37 万 2,000 円、14 万円、41 万 1,000 円、45 万円及び 42 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 37 万 2,000 円、申立期間②の標準賞与額は 14 万円、申立期間③の標準賞与額は 41 万 1,000 円、申立期間④の標準賞与額は 45 万円及び申立期間⑤の標準賞与額は 42 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 37 万 2,000 円、申立期間②は 14 万円、申立期間③は 41 万 1,000 円、申立期間④は 45 万円及び申立期間⑤は 42 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ3万円、5万円、3万円、8万5,000円及び3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は3万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は3万円、申立期間④の標準賞与額は8万5,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は3万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円、申立期間③は3万円、申立期間④は8万5,000円及び申立期間⑤は3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 60 万 3,000 円、14 万円、65 万 7,000 円、71 万 8,000 円及び 67 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 60 万 3,000 円、申立期間②の標準賞与額は 14 万円、申立期間③の標準賞与額は 65 万 7,000 円、申立期間④の標準賞与額は 71 万 8,000 円及び申立期間⑤の標準賞与額は 67 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年分から 17 年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 60 万 3,000 円、申立期間②は 14 万円、申立期間③は 65 万 7,000 円、申立期間④は 71 万 8,000 円及び申立期間⑤は 67 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ1万円、12万円、30万円、36万6,000円及び32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は1万円、申立期間②の標準賞与額は12万円、申立期間③の標準賞与額は30万円、申立期間④の標準賞与額は36万6,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は1万円、申立期間②は12万円、申立期間③は30万円、申立期間④は36万6,000円及び申立期間⑤は32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていること

から、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ1万円、5万円、27万9,000円、30万5,000円及び28万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は1万円、申立期間②の標準賞与額は5万円、申立期間③の標準賞与額は27万9,000円、申立期間④の標準賞与額は30万5,000円及び申立期間⑤の標準賞与額は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 3 月 31 日
③ 平成 16 年 6 月 30 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分から17年分までの賃金台帳により、申立人は、申立期間①は1万円、申立期間②は5万円、申立期間③は27万9,000円、申立期間④は30万5,000円及び申立期間⑤は28万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、それぞれ 10 万 4,000 円、76 万 9,000 円及び 71 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は 10 万 4,000 円、申立期間②の標準賞与額は 76 万 9,000 円及び申立期間③の標準賞与額は 71 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 16 年分及び 17 年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 10 万 4,000 円、申立期間②は 76 万 9,000 円及び申立期間③は 71 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、24万1,000円及び39万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は24万1,000円及び申立期間②の標準賞与額は39万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①は24万1,000円及び申立期間②は39万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、43万5,000円及び44万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は43万5,000円及び申立期間②の標準賞与額は44万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年6月30日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①は43万5,000円及び申立期間②は44万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、2万円及び3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は2万円及び申立期間②の標準賞与額は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 6 月 30 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①は2万円及び申立期間②は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社から平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年分の賃金台帳により、申立人は、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社から平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年分の賃金台帳により、申立人は、5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで
私は、平成4年5月31日にA社を退職した。

しかし、ねんきん特別便を見ると、A社を退職した日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となっていることが分かったので、B社の経理担当者に連絡したところ、「資格喪失日を平成4年6月1日とするべきところを、誤って同年5月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たが、既に資格喪失日を同年6月1日とする手続を済ませた。」と言われた。

ところが、その後に社会保険事務所から送付されてきた被保険者記録照会回答票では、資格喪失日が平成4年5月31日のままとなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び元経理担当者の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って退職日の平成4年5月31日として社会保険事務所に届け出た。申立人に支給した同年5月分の給与から同年5月分の厚生年金保険料を控除した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成4年4月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が申立人に係る被保険者資格の喪失日を誤って退職日の平成4年5月31日として届け出たこと、及び申立人に係る保険料の納付を行っていないことを認めていることから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和39年5月22日）及び資格取得日（昭和39年6月10日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年4月3日まで
② 昭和39年5月22日から同年6月10日まで
③ 昭和44年8月1日から45年3月まで
④ 昭和46年4月26日から同年9月20日まで

私は、申立期間①及び②を含む昭和37年4月から40年3月までの期間において、C市内のA社に継続して勤務していた。また、申立期間③についてはD社に、申立期間④についてはE社（現在は、F社）にそれぞれ勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人は、A社に係る被保険者資格を昭和39年4月3日に取得し、同年5月22日に喪失後、A社に係る被保険者資格を同年6月10日に再取得しており、申立期間②の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立期間②当時、C市内のA社で申立人と一緒に勤務していた同

僚の証言により、申立人が、申立期間②において、A社に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと認められる上、当該同僚は、申立期間②においてA社に係る被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月及び同年6月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「事務所を移転した際に、古い資料はすべて処分したので、当時のことは分からない。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、B社は、「古い資料はすべて処分したので、申立人の在職期間や保険料控除については分からない。」としている上、申立人が氏名を覚えている同僚で、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる4人のうちの3人については、死亡等により事情を聴取することができず、事情を聴取できた1人についても、申立期間①において、申立人がA社に勤務していたことを明確には覚えていないことから、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことを特定することができない。

また、申立人が氏名を覚えている者（前述の4人を除く。）及び申立期間①において、C市内のA社に勤務していたとする者の複数に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人は、当時の業務内容を具体的に覚えているところ、D社の被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた7人のうちの1人は、「申立人と同じ仕事に私も携わっていたが、そのときに申立人と思われる人がいたと思う。申立人と同じ職種の者の中では年齢が高かったので覚えている。」と証言していることを踏まえると、申立人が、少なくとも申立期間③の一部において、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、「当時、当社では、正社員のほかに、嘱託社員、専属契

約者、アルバイト等を雇用していたが、正社員のみを厚生年金保険に加入させていた。正社員については、当時の資料が残っているが、その資料の中に申立人の氏名は確認できないことから、申立人は正社員ではなかったと思われる。正社員でない者の給与から厚生年金保険料は控除していないと思う。」としており、申立人はD社の正社員ではなかった可能性を否定できない。

また、前述の申立人を覚えている者は、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかまでは知らないとしている上、申立期間③において、D社に係る被保険者記録が確認できる複数の者は、それぞれ、「申立人の厚生年金保険の加入状況については承知していないが、申立人と同じ職種の者の多くは、一つの仕事が終わるごとに雇用契約を締結しており、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」、「申立人と同じ職種の者の多くは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」などとしており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間④については、E社に係る被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人が、少なくとも申立期間④の一部において、E社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、「当時の資料が無いため、申立人の在職期間や保険料控除については分からない。」としている上、前述の証言者も、申立人がE社に勤務していた期間までは覚えておらず、申立人が覚えている別の同僚は療養中のために事情を聴取することができないほか、申立期間④において、E社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人がE社に在籍していた期間を特定できず、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、戸籍の附票により、申立人は、昭和46年5月1日にG市に転入したことが確認できるところ、オンライン記録上、申立人は、同日（昭和46年5月1日）に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間④の大部分の期間に係る同年5月から同年8月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①、③及び④において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年9月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料は、既に亡くなった母親が父親名義の銀行預金口座から口座振替により前納していた。

しかし、その口座から、前納分とは別に申立期間に係る国民年金保険料が、毎月、引き出されている上、家計簿にも、そのことが記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していると思うので、重複して納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親から提出された申立人の父親名義の銀行預金通帳の写しにより、申立人が主張するとおり、申立人の申立期間に係る前納分の国民年金保険料が平成6年4月27日及び7年4月27日に口座振替により納付されていること、並びに申立期間のうち、6年4月分を除く国民年金保険料相当額が、毎月、支店窓口で引き出され又は他の預金口座に振り替えられていることが確認できる。

しかし、申立期間に係る毎月分（平成6年4月分を除く。）の国民年金保険料相当額が申立人の父親の銀行預金口座から引き出され又は他の預金口座に振り替えられている取引記録は、国民年金保険料として納付されたことを裏付ける記録とまでは認められない上、A市は、「当時、口座振替による前納の手続がされた場合には、毎月分の納付書を発行することも送付することもなかった。」としていることから、納付書によらずに、申立期間に係る毎月分の国民年金保険料を前納とは別に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親から提出された申立人の母親が記載していたとする

家計簿の写し（平成7年1月から同年12月まで）によると、平成7年9月までの「給与から天引きされる税金・保険など」欄に、毎月の国民年金保険料として当時の1か月分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できるものの、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、家計簿に記載していた申立人の母親は既に死亡しており、納付方法等が不明であるなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成7年5月11日に厚生年金保険被保険者となったことから、前納した平成7年度の国民年金保険料のうち、同年5月から8年3月までの国民年金保険料が7年9月に還付決議されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料は、既に亡くなった母親が父親名義の銀行預金口座から口座振替により前納していた。

しかし、その口座から、前納分とは別に申立期間に係る国民年金保険料が、毎月、引き出されている上、家計簿にも、そのことが記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していると思うので、重複して納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親から提出された申立人の父親名義の銀行預金通帳の写しにより、申立人が主張するとおり、申立人の申立期間に係る前納分の国民年金保険料が平成6年4月27日及び7年4月27日に口座振替により納付されていること、並びに申立期間のうち、6年4月分を除く国民年金保険料相当額が、毎月、支店窓口で引き出され又は他の預金口座に振り替えられていることが確認できる。

しかし、申立期間に係る毎月分（平成6年4月分を除く。）の国民年金保険料相当額が申立人の父親の銀行預金口座から引き出され又は他の預金口座に振り替えられている取引記録は、国民年金保険料として納付されたことを裏付ける記録とまでは認められない上、A市は、「当時、口座振替による前納の手続がされた場合には、毎月分の納付書を発行することも送付することもなかった。」としていることから、納付書によらずに、申立期間に係る毎月分の国民年金保険料を前納とは別に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の父親から提出された申立人の母親が記載していたとする

家計簿の写し（平成7年1月から同年12月まで）によると、毎月の「給与から天引きされる税金・保険など」欄に国民年金として当時の1か月分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できるものの、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、家計簿を記載していた申立人の母親は既に死亡しており、納付方法等が不明であるなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、自治会の納付組織を通じて納付していたが、社会保険庁（当時）の記録では、未納とされていることが分かった。

領収書などの資料は無いが、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「婚姻後、昭和54年6月ごろに家を新築して引っ越すまでの期間は、自分の国民年金保険料は納付していたと思うが、夫の国民年金保険料は納付していなかったと思う。また、引っ越した後の国民年金保険料については、自治会の納付組織の世話役であった者に納付していたと思う。」としており、申立期間のうち、昭和52年4月から54年6月までの国民年金保険料については、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を納付していないことを認めているとともに、申立期間のうち、同年7月から55年6月までの国民年金保険料については、申立人の妻の記憶は曖昧な上、申立人の妻が納付していたとする自治会の世話役であった者は既に死亡しているほか、A市は、「申立期間当時、当市に国民年金保険料の納付組織が存在していたと思われるが、当時の資料が残っていないため、詳細は不明である。」としており、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言を得ることができず、当該期間に係る国民年金保険料の収納状況等が不明である。

また、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 27 日から 48 年 7 月まで

私は、昭和 47 年 8 月ごろ、A社に入社し、B市にあったA社の事務所に勤務していた。当時、その事務所には、私のほかに女性と男性の従業員が一人ずつおり、私は、その男性従業員と同じ業務を行っていた。

しかし、その男性従業員には厚生年金保険の加入記録があり、私には無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の子（申立期間直後にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者）の証言及び申立人の具体的な記憶から、少なくとも申立期間の一部において、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主の子は、申立人がA社に勤務していた期間までは覚えていない上、申立人が覚えている同僚二人は死亡又は所在不明であるために事情を聴取することができず、申立人がA社に勤務していた期間を特定することができない。

また、オンライン記録上、申立期間直前に申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和47年4月4日から同年8月31日までの期間において、傷病手当金を受給した記録が確認できる上、48年2月7日付けでA社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる者について、元事業主の子は、「その者は、B市の事務所で勤務していたことを覚えている。」としているところ、申立人は、その者を覚えていないことから、A社に勤務していた期間を勘違

いしている可能性も否定できない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人（前述の申立人が覚えている同僚二人及び事業主の子を除く。）は、死亡又は所在不明であるために事情を聴取することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月から同年12月3日まで

夫が記載した履歴書には、昭和36年3月にA社B営業所に入社したことが記載されている。また、時期はよく覚えていないが、夫は知人に誘われてA社に入社し、C社に入社する直前の同年12月までA社に勤務していたことを覚えている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人が記載した履歴書を見ると、「昭和36年3月にA社B営業所準職員入社」と記載されているところ、当該履歴書に記載されている職歴とオンライン記録により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録はおおむね一致しており、その職歴の信憑^{びょう}性が認められる上、A社B営業所及びA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険を適用されていたのはA社D支店であることが確認できるものの、A社D支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた8人のうちの4人は、「E町にA社の営業所があった。」としており、その4人のうちの3人は、「申立期間当時、E町にあった営業所で勤務していた。」としており、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、E町に所在していたA社の営業所(厚生年金保険の適用事業所名はA社D支店)に

準職員として勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が記載した履歴書には、作成した時点及び退職日が記載されていない上、申立人の妻が氏名を挙げている2人のうち、1人については、オンライン記録上、A社D支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており事情を聴取することができず、もう1人については、A社D支店に係る被保険者記録が確認できないことなどから、その者を特定することができなかつたほか、A社D支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた前述の8人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人がA社D支店に勤務していた期間を特定することができなかつた。

また、前述の8人のうち、申立期間当時、A社D支店で経理を担当していた者は、「当時、準社員（申立人が記載している準職員の身分と同じであると推認）が多数在籍していたが、準社員は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。私の夫は、私が入社した昭和36年4月以前からE町でA社の準社員として仕事を行っていたと思うが、結婚後、夫が38年1月に手術をした際に健康保険証が無かったので国民健康保険に加入したことを覚えている。」と証言しているところ、オンライン記録上、その夫のA社D支店に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、A社D支店においては、準社員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

さらに、A社D支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時、A社D支店に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかつた。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年6月15日まで

私は、A市にあったB学校の担任から、「給与や厚生年金保険、失業保険等の条件が良い会社である。」と勧められたこともあり、B学校を卒業した後の昭和28年4月1日に同級生と二人でB学校の推薦によりC社に入社した。私が51歳になったころに社会保険事務所（当時）で私の年金記録を調べてもらったところ、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が30年6月15日から同年12月1日までしか無いことが分かった。

申立期間において、C社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間において、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社が解散したときの代表取締役であった者は、「処分されずに残っていた資料の中に、『昭和30年10月1日より』とのゴム印が押された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に申立人の氏名が記載されていることから、申立人が当社に在職していたことは確認できるが、人事記録等のそのほかの資料は既に処分してしまっている上、申立期間当時の取締役及び事務担当者は既に死亡しており、申立人が在職していた期間や申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかどうかなどは不明である。」と証言している上、申立期間及びその前後の期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた4人のうち、当該事業所に入社した時期を覚えている3人

は、いずれも「私が、C社に入社した時期と被保険者資格を取得した時期が（それぞれ、数か月から数年ほど）異なっている。」と証言しているほか、申立人が一緒に入社したとする同級生や前述の事情を聴取できた4人のそれぞれが覚えている同僚の中には、当該事業所に係る被保険者資格記録が確認できない者が複数見られることから、当該事業所は、必ずしも入社した時点ですべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）に記載されているC社の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人を覚えている複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。